

退会の取り扱いについて

やむを得ず退会を希望される方につきましては、下記の内容を御確認のうえ退会届の提出をお願いいたします。

記

1 退会について

(1) 退会及び届出について

- ・会則第6条により「退会届」に記載の日付をもって退会とさせていただきます。
- ・年度途中の退会であっても会費は返金致しません。
- ・新事研が主催する研修会等に一般参加する際は、参加費をいただく場合があります。

(2) 届出先

- ・所定の届出用紙により下記のメールアドレスへ提出してください。
○メールアドレス E-mail todokesjk@ngt.ed.jp

2 その他

不明な点はメールでお問い合わせください。

問合せ先・届出先

E-mail todokesjk@ngt.ed.jp